

○田中委員長 次に、平井たくや君。

○平井委員 委員長の御決裁によりまして、予定どおり参考人も来ていただいて質疑をさせていただきますことに、まずもって、心から感謝を申し上げたいと思います。

昨日の検察審査会でも、起訴相当の議決が民主党の幹事長に決まりました。これは国民感情として、やはり疑わしい、そういうものに納得していないということだと思うんです。そして、私は、やはり今我々に求められているのは、疑わしいことに対してより一層の説明責任を果たす、そのことは恐らく民主党の先生方も同じ思いであろうと思います。

きょう午前中の屋山公述人はおもしろいことをたくさん言われていましたけれども、印象的だったのは、郵政の人事、これは要するに、天下り根絶とか、天下り、わたりあっせんは全面的に禁止とマニフェストに記していた民主党が、最初に最もやってはならないことをやった、つまり、民主党の看板に泥を塗ったということをはっきりおっしゃっていました。それを民主党の議員の先生方は今どのようにお感じになっているかと私は聞きたいと思います。

きょう、お手元の資料、ぜひ皆さん、よく読んでいただきたい。これはもう本当に、会議録の抜粋ですから、そのときの民主党の議員、そして、それぞれの方々の発言内容です。このことを十分に見ていただいた上で、今回、質問に答えていただきたい、そのように思います。

これまでの審議の中で、鳩山内閣発足以降、千二百名もの裏下りの疑いのある退職勧奨が明らかになっています。鳩山内閣では、表向きは、天下りあっせんはやっていないと言っています。しかし、千二百二十一名に退職勧奨を行って、退職勧奨を拒否したのはたった二人なんです。天下りあっせんがセットになっていなくてほぼ全員が退職勧奨を受けるなどということが本当にこの世の中であり得るのか。これは常識で考えれば、水面下で天下りあっせんがなされているのではないか、これはだれもが疑う。皆さんもそう思っているはずですよ。

また、その一千二百名というのは、役所を退職していれば一回目の裏下りをしている疑いのある人たちであります。これ以外に、わたりの裏下りというのものもあると思います。

これは、これまでこの委員会でも、また予算委員会でもさんざん議論になった日本損保協会副会長のケースです。このケースはたびたびここで議論が出てくるから、また当然その中で坂さんの名前も出てくるので、きょうは参考人ということで来ていただいて、正々堂々と話していただかないと。日本郵政というのは国有の公的機関ですよ。代表権を持つ副社長というのはその最高幹部なんです。ですから、後ろ指を指されるようなことがあってはだめなんです。正々堂々とテレビカメラの前で身の潔白を説明しないと、これは民主党さん自身が困る、そう思いませんか。

そういうことで、私は、民主党さんにエールを送る気持ちできょうの参考人を要求させていただいた。委員長の御英断でこうしてきょう来ていただけることになって私は非常によかったと。結果、民主党さんもよかったと思われるんだと思います。

そこで、いろいろなお話をさせていただきたいんですが、まず、野党時代の民主党の長妻議員は、天下りの実態を調査していただきたい、取り締まっていただきたい、それも裏ルートということをよく言われていました。ところが、鳩山内閣の現状は、再就職等監視委員会は立ち上げない、かわりに調査権限を有する総理の権限も行使しない。実態解明とは全く逆の、実態うやむやというパターンに入ってしまったんです。

皆さん、お手元の資料を見ていただいたらわかるんですが、野党時代の長妻議員の主張は一体どうなったのか。私は、これを読んでいただいたらおわかりのとおりだと思いますが、そして、その資料の下に書いてある総理の施政方針演説、裏下りとやゆされる事実上の天下りあっせん慣行にも監視の目を光らせて国民の疑念を解消する、こう高らかに言っておられるわけです。この長妻さんのかつての主張、そして総理の答弁、これは皆さん忘れてはならない基本的なことだと思います。

先回りするようですが、この資料の次のページ等々も見ていただければいいと思います。

これは、みんなの党の江田議員の質問であります、「昨年十一月に、社団法人損保協会副会長に元大蔵官僚、国税庁長官が再就職」しました云々とあって、これは要するに、「裏下りに当たるんですか、天下りに当たるんですか、」という仙谷大臣に対する御質問です。そして仙谷大臣は、裏下りになるかどうか、これから厳しく調査をしたい、こう言っているわけです。

また、その後、下線部を読んでいただいたらわかるんですが、松井内閣官房副長官は、「組織的な再就職あつせんがないという御返事ですが、例えば退職したOBがあつせんをしている可能性もあるわけで、そういうことも含めまして、しっかりと事実関係を精査し、判断していきたい」ということを言っています。

そして、最後の三ページ目の下線部を見てください。「役所のあつせんにかわってOBがかわりにあつせんをしているようなケースであれば、それは我々がこれからとる措置に対する脱法的な措置ですから、しっかりと事実関係を精査して、監視していく」、このように言われているんです。

この前提でこれから質問をさせていただきたいと思っています。

まず、田村政務官、おいでですね。お聞きしたいんですが、日本損保協会に、坂前副会長が協会に対して牧野氏を推薦し、協会として検討した結果、牧野氏を選任したという経緯、この間の質疑でありましたけれども、金融庁の担当課から損保協会に、三月下旬というような話があったと思いますが、改めて確認をします。

確認をしたのは三月下旬ですか。

○田村大臣政務官 お答えいたします。

中川委員から御質問をいただいて、その後確認をいたしました。

三月二十三日に再就職等監視担当室からの依頼がありまして、その日に、金融庁の監督局保険課の担当者から損保協会の窓口担当者に対しまして、電話及びメールによりまして確認すべき事項を伝達したということです。

○平井委員 そして、さっきの配付資料で説明したとおり、二月八日の予算委員会で仙谷大臣は、「厳しく調査をしたい」、松井長官は、「しっかりと事実関係を精査し、判断していきたい」と答弁して、その後一カ月以上も調査をせずに放置した理由は何ですか、田村政務官。

○田村大臣政務官 先日の中川委員に対する答弁でも若干申し上げましたけれども、金融庁としましては、その公益法人を所管する立場として、今回、再就職等監視担当室からの依頼がありましたので、その依頼を受けて損保協会に対して事実関係の確認を行ったということでございます。

○平井委員 いつ、だれから依頼があったか、お答えください。

○田村大臣政務官 先ほども申し上げましたように、三月二十三日に再就職等監視の担当室から金融庁に依頼がありまして、その同じ日に金融庁の監督局保険課の担当者から損保協会の窓口担当者に対して確認すべき事項を伝達したということでございます。

○平井委員 これは、一体だれの責任で、そんなふうにならなくなったというのは、では金融庁の責任ではないということですね。

○田村大臣政務官 責任逃れをするつもりは毛頭ございませんけれども、金融庁としては、もともと調査権限があるというわけではございませんので、あくまで協会を所管する立場で、再就職等監視担当室から依頼があつて、その依頼にこたえたということでございます。

○平井委員 それでは、担当室はサボっていたということを認めるわけですね。

○田村大臣政務官 いえ、決してそのように考えているわけではございません。

○平井委員 それでは、要するに、今回、だれが責任者かよくわからないんですけれども、さっき、この調査は官僚にお願いしてやりとりをしたという報告がありましたけれども、この裏下りの調査を官僚にやらせるという判断はどなたがなさいましたか。

○田村大臣政務官 そこは私は存じ上げておりませんが、あくまでも依頼を受けて確認した、特に官僚が確認をするようにという依頼を受けたわけではなくて、協会に確認をしてくれという依頼があつたので、担当者がそれに対応したということです。

○平井委員 政治主導をやるんでしょう。これは、はっきり言って、いつ、だれが保険課に指示を出したかと。

そして、もう一つ聞くと、何でそれを自分でやらないんだという話ですよ。政治主導を本当にうたいながら、そ

れも、要するに官僚が官僚を調べるなんということとはできないでしょう。そんなときには自分がみずからやらないと。これは、忙しかったなんという理由は言えないと思いますよ。だって、この問題は民主党のマニフェストの一丁目一番地じゃないですか。ですから、本当にやる気があるのかどうなのか、そのことが私は大変疑問に思います。

これ以上、田村政務官にいろいろ言っても、同情する点もありますからやめておきますけれども、本当にこれは政治主導でやるべきだと私は思うんですよ。こういう問題については、大ペテンを今民主党はやろうとしているわけですから、それぞれ立場のある人はちゃんとやってほしいですよ。このまま行っちゃうと、これは詐欺法案と言われますよ、後々。(発言する者あり) 大うそつき法案ということになると思います。

それで、きょう、せっかく、すったもんだのあげく坂副社長に来ていただいておりますので、坂さんにお聞きしたいと思います。

まず、坂副社長、郵政の副社長、代表権つきで、御就任おめでとうございます。心から祝意を表したいと思います。

郵政の今回の副社長就任に当たり、どなたから連絡があり、あっせんがあったかどうか、亀井大臣からどのような連絡があったか、そのあたりをまずお聞きしたいと思います。

○坂参考人 どういう経緯で私が選ばれたかというのは実は私はわかりませんが、十月の二十八日に株主である国が、亀井大臣が来られていましたけれども、株主総会をなさって、それで私を取締役に、ほかの方たちと一緒に選任をしていただいた、そういうことでございます。

亀井大臣から事前に何か御連絡があったかということでございますが、ございませんでした。

ただ、会社から、二十八日の何日か前になるんですけども、ちょっと覚えていませんが、二十八日の何時だったかにちゃんと出頭せよという連絡がございまして、そのころに何か新聞にもいっぱい出ていましたから当然わかりましたけれども、ということでございます。

○平井委員 昨日は、私の部屋までごあいさつに来ていただきまして敬意を表していただきましたので、この一問でお帰りいただくと失礼だと思いますので、今からちゃんと質問させていただきたいと思います。

まず、きょうは、金融庁が確認したところ、これは田村政務官の答弁でもあったんですけども、坂さんが牧野さんを推薦したということになっていますが、それは間違いはないですか。前職のことですが。

○坂参考人 お答え申し上げます。

推薦と申しますか、私が、先ほど申し上げたように、割合急に損保協会の副会長をやめるということになりましたので、急にやめて大変申しわけないんですけどもということ、専務理事とか、半田さんとおっしゃいますけれども、それからあと、当時の会長でありまして、今もそうかな、佐藤会長にごあいさつに行って、それで、ところで坂さんやめちゃうけれども後どうするのみたいな話に当然なりまして、そのときに、実は牧野さんは損害保険料率算出機構、つまり保険業界の中にいたわけで、当然社長さんたちも牧野さんのことは御存じでございますが、手近に牧野さんがおられますよねなんという話で、ああ、そうですねというふうになった、そういう経緯でございます。

○平井委員 大体こういうときには、有能な人とか知識があるとか適材適所だというようなことが言いわけになってどんどん天下りが進んでいくんですけども、要するに、坂さんのいた損保協会副会長というポストのうちの一つのこの常勤ポストは、何代にわたって大蔵省、財務省のOBが務めてきたか御存じですか。

○坂参考人 お答え申し上げます。

随分何人もおられたということは知っていますが、正確に何人かということは存じ上げておりません。

○平井委員 さっき質問していた後藤議員にも聞いていただきたいんですが、これは七代連続なんですよ。どうですか、七代。さっきは三代、五代で問題になっていたんですけども、これは、私の知る範囲で少なくとも七代連続なんですね。

国会審議などで、こんなに委員会なんかで所管OBの固定的な指定ポストが問題になっているのに、なぜ牧野さんを選んだか、これは非常に私は疑問に思うんですが、そういうことが問題になっていたことを御存じなかったんですか。

○坂参考人 私は、当時民間人でございますので、どういうふうになっているかは余りよく存じませんでした。ただ、選ばれたのは、私がそういうふうに申し上げたのは先ほど申し上げたとおりでございますが、最終的に決めてお選びになったのは協会の方々でございます、会長や専務理事ほか、いろいろな方が相談されてお決めになったものだというふうに思っております。(発言する者あり)

○平井委員 かつての同僚の塩崎先生、やじらないようにしてください。一緒に働いていた過去、いろいろなあれがあると思いますが。

結局、今回の人事について後ろめたい思いが本当はないのかということなんです。さっきのようにすすすつといろいろな答弁をされますとやはりあれですけども。

坂さん、よくよく考えてみると、今回、今までの経歴を考えてみると、二〇〇五年に退官して農林漁業金融公庫副総裁、それから内閣官房副長官補、これは安倍内閣と福田内閣でやっていました。私も一緒に仕事させていただきました。その後は損保協会副会長。これはもう天下り、財務省の指定席をすすすつと。

これは、私は計算していません、だれかに計算してほしいですけども、これで生涯の収入は一体幾らになるんだと。これで無事に郵政の副社長をお務めになって、要するに、おやめになる日がいつ来るかわかりませんよ、しかし、幾ら常識で考えたって、坂さんほどの資産家が余りにも国費から給与を取り過ぎなんですよ。こんなのはあり得ない。だから、いいかげんにしなきゃいけないんですよ。

我々は、与党じゃなくなって野党になりました。しがらみを断ち切るから、私はこのような立場でこのような質問をしているんです。民主党は、天下り根絶、やめると言った。だから、我々がしがらみを断ち切って本気でやろうと言えど全部なくなるはずなんですよ。それがなくならないというのが一番の問題だ。皆さん、そう思いませんか。そう思いませんか、本当に。ですから、今回の、天下りとかこんな裏下りというのはやめなきゃいけない。

ところが、なぜこれがやめられなくなったか。皆さん、考えてみてください。これは、役所の職員があっせんすると皆さん懲戒処分になるんですよ。ところが、上司の特別職、政務三役、この場合は亀井大臣かもわかりません、部下がやったらアウトで上司がやったらセーフ、これでたがが外れたんです。だから、きょうの公述人も泥を塗ったと言ったんですよ。

これは、皆さん、本当に考えてください。我々がこのスタンスで公務員制度改革に取り組んでいるから、かつての自民党だとできなかつたんですよ。認めます。今は野党になって、こっぴどくたたかれて、そして新たな自民党として生まれ変わろうとして、民主党、やろうよと言っているんですよ。それなのに、どうですか。坂さんがここに出席するということに関して、民主党の議員が、やめてくれ、こんなことはできないと。逆じゃないですか。皆さん方が呼んでやらなきゃいけない立場じゃないですか、本当は。そのことをぜひ考えていただきたいと思いません。

坂さん、私は個人的な恨みがあるわけじゃないですから。ただ、これから、要するに政府の出資した会社、また国費が入っている会社、そんなところに行くと、こういうところに来て顔をさらして、そして皆さん方の前で、これは裏下りではないとか天下りはないというような言いわけをしなきゃいけない。そういう覚悟を持って、国民から白い目で見られない、そういう自信のある方しかつけなくしなきゃいけないんですよ。私はそのように思っています。

これは、さっき言いましたけれども、予算委員会の議事録にもう一回返ってみましたら、「役所のあっせんにかわってOBがかわりにあっせんをしているようなケースであれば、それは我々がこれからとる措置に対する脱法的な措置」だと言っている。これはちゃんと議事録に残っています。

このことに対して、田村政務官、どのように取り組まれますか。

○田村大臣政務官 そこは政府全体の問題だと。そこは委員の御指摘のとおりでございますので、金融庁としてももちろんでありますけれども、政府全体として、そこは仙谷大臣も先日もお答えになっていましたように、新しい委員会ができたらそこでしっかり調査をすとか、そういったことも含めて取り組んでいくというふうに考えています。

○平井委員 仙谷大臣が答弁するのは、嫌なのは答弁が長いから。

一つだけお答えください。イエスカノーかでお答えください。今回の牧野さんの人事は裏下りか裏下りじゃないか、イエスカノーかだけでお答えください。

○仙谷国務大臣 その前に、坂さんが損保協会の副会長になったのは自民党政権時代だということだけは確認をしていただきたいと思います。(平井委員「だから、後任の話をしているんです」と呼ぶ)

牧野さんがその後任になられているというのは、損保協会の歴史的な実情から見て、私どもがこれは少々問題があるなど疑わしい事案にかかわる、そういうふうに私は考えております。

○平井委員 疑わしいというふうに言われますと、いすに座っていてもけつがこそばゆいですよ、これは。

ですから、大臣、ちゃんとやりませんか。徹底的に我々はこの天下りとか裏下りという問題には全力で取り組みたいと思っています。そういう意味で、本当に、きょう坂さんに来ていただいたことがある意味で一つの転機になって、民主党の方々も本気で取り組む姿勢に転じていただくことを私は心から願いたいと思います。

ただ、きょうはこの問題だけだと、ほかの、厚生労働関係も、山井政務官が来られているようですから、次の質問に移らせていただきます。

鳩山内閣になってから、課長、企画官以上で十六人、課長補佐以下では六百八十三人に対して退職勧奨を行っております。これは社会保険庁廃止に伴うものと承知しますが、これらの退職勧奨に関して、厚生労働省の職員によるあっせんは行われていますか。

○山井大臣政務官 平井委員にお答え申し上げます。

社会保険庁の廃止に伴い離職した職員は千百五十九人でありまして、勧奨退職は六百三十一人、自己都合退職は三人、分限免職処分は五百二十五人というふうになっております。

○平井委員 職員からあっせんが行われているかどうか。

○山井大臣政務官 あっせんといいますか、そのことに関しては、厚生労働省としては承知をしておりません。

○平井委員 それは、調査もしていないということですか。あっせんを調査もしていないということですか。

○山井大臣政務官 そのことについては、今私も急に御質問いただきましたので、承知をしておりませんと答弁しております。

○平井委員 これはぜひ確認してくださいよ、職員のあっせんがあったら大変だから。それも、さっき言ったような役人任せじゃなくて、山井さん、我々が与党だったときあなたはいつもそういう厳しい追及をされておられました。ここは、みずからちゃんとそういう調査をしていただきたいんですが。

○山井大臣政務官 お答え申し上げます。

官民人材交流センター以外ではあっせんはしておりません。

○平井委員 この話は、法律上の調査権限行使に関しては、次回、官房長官を呼んでゆっくり聞きたいと思いますが、さっき言われた、官民人材交流センターであっせんを行っている、これほどのような経緯だったか説明してください。

○山井大臣政務官 平井委員にお答え申し上げます。

組織の改廃に伴うもののみにおいてあっせんを行うということで行ったものでございます。

○平井委員 今回のケースは、分限免職ではなくて、なぜ退職勧奨という手法をとったのかということですが、一人ですけれども。その理由を聞いているだけです。

○山井大臣政務官 分限回避努力というのが課せられておりますので、その分限回避努力義務に伴って行いました。

○平井委員 分限回避努力義務。要するに、厚生労働省というのは、今回のケースは勧奨退職をやったんですよ。これはイレギュラーなことですよ。

○仙谷国務大臣 自民党内閣時代に社会保険庁の廃止を決められたので、行き先がなくなった方については分限回避努力をしなければならない、こういうことでございまして、三月の末までに再就職の確認ができた者、これは、官民人材交流センターの支援によって再就職の確認ができた者は九十五人であると私は聞いております。

これをもう少し詳しく言いますと、九十五人のうち、旧政権下で官民人材交流センターのあっせんを受けて再就職をした者は二十九人、そして鳩山政権下において、三月三十一日まで、つまり、昨年九月十七日から三月三

十一日までは六十六人ということでございますので、旧政権下から引き続いて行われていた再就職あっせんを官民人材交流センターで行って再就職をした、こういうことであります。

○平井委員 これは、課長、企画官以上の一名だけしたわけですよ、センターを使って。そういうことですよ。私は、これは課長補佐以下でも、退職勧奨に関してセンターであっせんをどんどんしていると思います。さっき言われた数字がよくわかりませんが、後で人数をぜひ委員会で報告していただきたいと思います。

それと、私が言いたかったのはそういうことではなくて、退職勧奨に関してセンターでのあっせんというのがあって、今回の法案では、分限免職に際してのセンターあっせんはできるが、退職勧奨としてのセンターのあっせんはできなくなっていますね。これは、今後、できなくなったということですから、厚労省の今回やった件というのは本来やるべきことじゃなかった、厚労省の対応は不適切だと考えたから退職勧奨に関してのセンターあっせんはできなくするということですか。

○仙谷国務大臣 何を聞かれているのかわかりませんが、もう少し事実を確定してからおっしゃって指摘をしていただかないと、お答えのしようがありません。

退職勧奨は、これは社保庁の職員ですか。(平井委員「そうです」と呼ぶ) 社保庁の職員で分限免職対象者だったんですか。

○平井委員 いや、分限免職で皆さんやられているならよかったですよ、分限免職以外の方が一名いらっしゃるから、その内容について聞いているわけです。しかも、そのあっせんをセンターでやっているから聞いているんですよ。

今回の法律では、センターでやらないとなっているわけですね、できなくなっている。なぜその一人をセンターであっせんしたのか。それ以外にも、課長補佐以下でもそういう方がいらっしゃる。それを私が知らないんじゃない、大臣、もうちょっと、次回までに事実関係を調べて御答弁をいただかなければならないと思います。

私、時間がもう足りなくなりましたけれども、次回の予告編だけ出させていただきますが、やはり答弁には時間をかけていただく必要があらうかと思えます。ゴールデンウィークもありますので、ぜひこれから、いや、もう答弁は結構です。内閣人事局についての質問とか、監視・適正化委員会とセンターとの関係、キャリア制度の扱い、また、自律的労使関係制度について、定年まで勤務できる環境。

そして、最後にもう一つだけ。

これは、お願いしておくんですが、政策グランプリというのがあったんですよ。政策グランプリ、公務員制度に関して官僚からいろいろなアイデア、これに関して、これは枝野さんが担当なのかな、枝野さんが、その内容を開示するというに関して拒否しているんですね。

これをぜひ委員長、要するに、官僚の中からすばらしいアイデアが出ているにもかかわらず、それが無視されるという可能性がありますので、それを委員会として、資料として要求をさせていただきたいと思えます。

○田中委員長 その前に、階政務官。

○階大臣政務官 先ほど、改正後には、分限免職になった場合でなければセンターでのあっせんはできないのではないかという御指摘がありましたけれども……(平井委員「そうでしょう」と呼ぶ) いや、改正後の十八条の四というところで、「離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。」とありますので、離職を余儀なくされる状況になれば、実際に分限免職処分になっていなくても再就職の援助は行うことはできるということを指摘させていただきます。

○平井委員 この話でまた一段と今度質問しなきゃいけないことがふえたんですが、要するに、整理解雇の話と分限免職の話とさっき言ったあっせんの話がごちゃごちゃになりました。次回の委員会で整理をさせていただきたいと思えます。

以上です。